

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年10月31日付「保医発1031第2号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、次の項目について検体検査実施料が平成24年11月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 「検査実施料」の新規収載

##### ● 実施料が新設された項目

検査項目名	保険点数	診療報酬点数区分	判断料
インフルエンザ菌 (無莢膜型) 抗原定性	150点	D012 感染症免疫学的検査	144点 (免疫学的検査判断料)

ア) インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性は、「21」ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)に準じて算定する。

イ) ELISA法により、インフルエンザ菌感染が疑われる中耳炎又は副鼻腔炎患者に対して、インフルエンザ菌(無莢膜型)感染の診断の目的で実施した場合に算定する。

#### 「保険適用」の期日について

##### ● 平成24年11月1日(木)より適用

- 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(平成24年3月5日付け保医発0305第1号)からの変更点は赤字で記載

#### D012感染症免疫学的検査

(1)～(13) 略

(14) インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性

ア インフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性は、「21」ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液)に準じて算定する。

イ ELISA法により、インフルエンザ菌感染が疑われる中耳炎又は副鼻腔炎患者に対して、インフルエンザ菌(無莢膜型)感染の診断の目的で実施した場合に算定する。

(15)～(45) 略